

## 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、ふるさと納税をされた方が、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う必要がない給与所得者や年金所得者の方などである場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、寄附先の自治体（当別町）から、その方の住所地の市区町村に通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除を受けることができます。

確定申告をされる場合、所得税と個人住民税から軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて軽減を受けることとなります。

### ■ワンストップ特例の対象者は？

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること

→ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

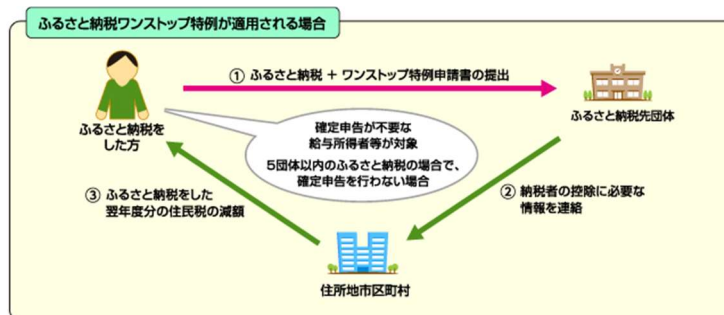
②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること

→ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5ヶ所以下であると見込まれる方が対象です。

### ★ご注意いただきたいこと★

・ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、6ヶ所以上の市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。

・申請書は、1回の寄附につき1枚の申請書が必要です。



### ■手続きの方法は？

希望される方は、記入例を参考に、「申告特例申請書」に記入・押印の上、下記まで送付してください。受理後1カ月程度以内に受付書を送付いたします。万が一受付書が届かない場合はご連絡をお願いします。

また、個人番号（マイナンバー）の記入が必要ですので、申請書とあわせて番号確認と本人確認のための書類の添付が必要です。（添付書類がない場合は受理できません。）

【個人番号カードを持っている場合】

個人番号カードの表・裏 両面のコピー

【個人番号カードを持っていない場合】

通知カードのコピー + 運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証、年金手帳などのコピー

### 【送付先】

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町役場 ふるさと納税担当あて

なお、申請書提出後、申請書の内容（電話番号を除く）に変更があった場合は、寄附された年の翌年1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。様式が必要な方は、町ホームページからダウンロードいただくか、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 当別町役場企画部企画課企画振興係

TEL : 0133-23-3042 FAX : 0133-23-3206

E-mail: [shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp](mailto:shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp)